

# 契約保養施設利用規程

## 第1条（目的）

1. この規程は、社会福祉法人錦江舎（以下、「法人」という）の職員の健康保持・増進および健康づくりの機会の提供を目的として契約をした契約保養施設（以下、「保養施設」という）の利用につき、必要な事項について定めたものである。
2. この規程に定める保養施設とは、リゾートトラスト株式会社との間にて契約した施設をいう。

## 第2条（利用者の範囲・基準）

利用者の範囲は、法人の職員とその同伴者、および法人が認めた者とする。ただし、権利付宿泊券の利用については、以下のとおり、利用者の選考方法、要件を定めるものとする。

- (1) 施設区分ごとに抽選を行い、当選した者
- (2) 前号の抽選に参加できる者は、勤続1年以上かつ週所定労働時間が30時間以上の者、または勤続3年以上の者とする
- (3) その他、法人が認めた者

## 第3条（利用料金）

利用料金は保養施設の当該契約に定める料金を、利用者が現地で支払うものとする。

## 第4条（利用回数と利用人数の制限）

1. 利用回数と利用人数に制限はない（権利付宿泊券の利用については1枚につき1泊かつ1室の定員数まで）。ただし、キャンセルを繰り返す利用者に対して、法人は利用回数の制限、利用人数の制限をすることがある。
2. 団体に利用する場合、または宿泊代表者が法人職員以外の場合は、予め法人に利用する人数等の申し出をしなければならない。（1泊3室以上・10名以上）

## 第5条（利用申込・取消）

1. 保養施設の利用を希望する場合は、法人専用予約サイトにて職員が直接申込をすること。ただし、権利付宿泊券を利用する場合は、申請用紙に記入し、法人本部に申請をすること。
2. 利用を取消す場合は、保養施設が規定する方法で、取消有効期間内に利用者自らが行うこと。ただし、権利付宿泊券の利用を取消す場合は、法人本部に申請をすること。
3. 前項の取消有効期間内を経過した後の利用申込の取消に伴う違約金の請求が保養施設からあった場合は、利用申込者の責任において、この請求金額を保養施設に自ら支払うものとする。
4. 各利用者の利便性向上のため、宿泊キャンセルをした場合、利用者がキャンセル料等を負担す

るものとする。

#### 第6条（利用制限）

保養施設利用に際し、次の各号に該当する場合は、保養施設の利用を制限することがある。

- (1) 著しい不正利用が判明した場合
- (2) 第7条に該当した場合
- (3) 第8条に該当した場合
- (4) 他人に名義を貸し与え、または利用者を偽って利用した場合
- (5) 法人の許可なく、保養施設の利用権利および権利付宿泊券を譲渡した場合
- (6) その他、前各号に準ずる行為があったと認められる場合

#### 第7条（利用者の退所）

次の各号に該当する場合は、利用取消もしくは退所を求めることができる。

- (1) 保養施設の秩序、風紀を乱し、他人の迷惑となる行為をした場合
- (2) 保養施設の指示に従わない場合
- (3) 職員としての実証ができない場合
- (4) 公序良俗の範囲を超えるような事実があった場合
- (5) その他、前各号に準ずる行為があったと認められる場合

#### 第8条（損害賠償）

1. 利用者が保養施設の設備または備品等を毀損、滅失したときは、利用者本人が損害の責を負う。
2. 保養施設の利用権利につき、転売等の行為を行った場合は、法人は当該職員等に対し、その損害の全部または一部を賠償させることがある。

#### 第9条（その他）

この規程は、初回に限り理事会にて決定し、この規程に定めのない事項および改変については、その都度理事長専決にて決定する。

### 附 則

1. この規程は令和6年3月25日より施行する。